

# 競争入札・随意契約の概要（茨城県の場合）

一般競争入札（原則）	指名競争入札	随意契約																																
<p>○参加者の資格</p> <p>①契約を締結する能力を有しない者、破産者は不可。</p> <p>②契約の履行に不正行為等があった場合は2年間排除できる。</p> <p>③県により「競争入札有資格者」と決定された者。（「有資格者名簿」に登録）</p> <p>*審査事項 ・経営規模 ・売上高 ・経営比率 ・営業年数</p> <p>*決定事項 発注金額の標準となる等級（A又はB）区分</p> <p>*等級区分 契約予定金額を制限</p> <table border="1" data-bbox="172 741 528 909"> <thead> <tr> <th></th> <th>A</th> <th>B</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>販売</td> <td>制限なし</td> <td>500万円未満</td> </tr> <tr> <td>製造</td> <td>制限なし</td> <td>500万円未満</td> </tr> <tr> <td>印刷</td> <td>制限なし</td> <td>500万円未満</td> </tr> <tr> <td>修繕</td> <td>予め設定せず</td> <td>予め設定せず</td> </tr> <tr> <td>役務</td> <td>予め設定せず</td> <td>予め設定せず</td> </tr> </tbody> </table> <p>○入札の手續（工事請負外）</p> <p>①公告 ・入札前日の10日以上前に県報掲載</p> <p>②予定価格の決定 ・入札事項の総額が原則 ・一定期間継続する契約では単価も可</p> <p>③開札 ・落札者の決定、落札金額を公表</p> <p>④再度入札 入札は初回入札を含め2回が限度</p> <p>⑤随意契約 再度入札で落札者がいないときは最低価格者から見積書を徴し、予定価格に達した時は随意契約</p> <p>○最低制限価格（工事のみ適用）</p> <p>・工事3000万円・設備工事2000万円以上1億円未満 *物品は現に実在する物件の売買であるので不適用</p> <p>○総合評価方式</p> <p>①価格が他の業者より高くても、性能等を考慮した総合評価が上なら落札者とする方式</p> <p>②コンピューターや電気通信分野など技術開発途上の製品は、品質や性能に大きな格差があり、高額でも高性能な製品を購入する必要がある。</p> <p>↓</p> <p>これに対応するため、価格だけでなく品質や性能も加味した複合的なコストパフォーマンス（1円当たりの性能値）を割り出して落札者を決める。</p>		A	B	販売	制限なし	500万円未満	製造	制限なし	500万円未満	印刷	制限なし	500万円未満	修繕	予め設定せず	予め設定せず	役務	予め設定せず	予め設定せず	<p>○指名競争入札の要件</p> <p>①性質、目的が一般競争入札に不適な場合。 *特殊技術、特殊材料での製造等</p> <p>②競争に加わるべき者が、一般競争入札が不要のほど少数の場合。</p> <p>③一般競争入札では不利な場合。 *不信用、不誠実者の参加等で業者間の公正な競争の執行を妨げるおそれの場合等</p> <p>○参加者の資格</p> <p>左欄の一般競争入札欄「○参加者の資格」と同じ</p> <p>○指名の基準</p> <p>【県/指名基準】</p> <p>①発注標準金額に対応する格付等級及びその上位の格付等級から ・経営の状況が良好 ・受注の実績が良好 ・受注の状況に余裕 ・契約遂行に適した地理的条件 ・契約を遂行する技術、設備 ・アフターサービス</p> <p>②標準格付等級が5者に満たないとき、履行能力が十分と認めるときは下位から指名できる。</p> <p>③なるべく5人以上指名。（物品は原則10人以上で運用）</p> <p>【参考】 【物品調達事務処理要項での追加規定】</p> <p>・製造業者が直接販売している場合はその製造業者又は、製造業者が代理店、特約店等を指定している場合は指定店。</p> <p>・アフターサービスを必要とする物品は、その利便を考慮する。</p> <p>・中小企業の育成に配慮。</p> <p>○入札の手續き</p> <p>①指名通知 入札前日の2日以上前（物品） 5日以上前（役務）に通知</p> <p>②方法 郵送は不可</p> <p>③開札 落札者の決定、落札金額を公表</p> <p>④再度入札 入札は初回入札を含め2回が限度。 *随意契約 再度入札で落札者がいないときは最低価格者から見積書を徴し、予定価格に達した時は随意契約</p>	<p>○随意契約の要件</p> <p>①規則で定める額を超えないとき</p> <p>②性質、目的が競争入札に不適な場合 *秘密保持、外国での契約、地公体との直接契約等</p> <p>③緊急を要する場合。</p> <p>④競争入札では不利な場合。</p> <p>⑤時価より著しく有利に契約できる場合</p> <p>⑥入札者がいない場合若しくは、再度の入札で落札者がいない。</p> <p>⑦落札者が契約締結しないとき</p> <p>○予定価格の設定</p> <p>①競争入札の例により予め設定</p> <p>②1件の予定価格が100万円以上のときは書面で（封書）で作成。</p> <p>○選定業者数の基準</p> <table border="1" data-bbox="1002 954 1396 1205"> <tbody> <tr> <td>①1件の予定価格が 10万円未満</td> <td>1人以上</td> </tr> <tr> <td>10万円以上</td> <td>2人以上</td> </tr> <tr> <td>②物品調達の場合（1件の予定価格が） 5万円未満</td> <td>1人以上</td> </tr> <tr> <td>5万円以上 20万円未満</td> <td>2人以上</td> </tr> <tr> <td>20万円以上 50万円未満</td> <td>3人以上</td> </tr> <tr> <td>50万円以上 100万円未満</td> <td>4人以上</td> </tr> <tr> <td>100万円以上</td> <td>5人以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注1） なお、出納事務局が扱っている集中の調達のために規定している「物品調達事務処理要項」では原則として、競争入札有資格者から選定している。</p> <p>（注2） 委託業務等で採用されるプロポーザル方式及びコンベ方式については、ここではふれない。</p> <p>○指名業者選定委員会等</p> <p>①1件の発注予定価格が、物品で160万円を超えるもの及び役務で100万円を超えるものは、「指名業者選定委員会」の議を経る。</p> <p>②1件の予定価格が160万円を越える物品で、機種または銘柄を指定する場合は、各部で「機種等選定委員会」の議を経る。</p>	①1件の予定価格が 10万円未満	1人以上	10万円以上	2人以上	②物品調達の場合（1件の予定価格が） 5万円未満	1人以上	5万円以上 20万円未満	2人以上	20万円以上 50万円未満	3人以上	50万円以上 100万円未満	4人以上	100万円以上	5人以上
	A	B																																
販売	制限なし	500万円未満																																
製造	制限なし	500万円未満																																
印刷	制限なし	500万円未満																																
修繕	予め設定せず	予め設定せず																																
役務	予め設定せず	予め設定せず																																
①1件の予定価格が 10万円未満	1人以上																																	
10万円以上	2人以上																																	
②物品調達の場合（1件の予定価格が） 5万円未満	1人以上																																	
5万円以上 20万円未満	2人以上																																	
20万円以上 50万円未満	3人以上																																	
50万円以上 100万円未満	4人以上																																	
100万円以上	5人以上																																	